



東京都綱引連盟会長杯争奪 第23回羽村市ふれあい綱引き大会

運動不足になりがちな冬。綱引きで気持ちの良い汗を流しましょう！一人ひとりの力が弱くても、チームの力を合わせれば怖いものなし。



- ▶ 日 時 1月25日(日)午後0時15分～開会式、
午後1時～競技開始
- ▶ 会 場 スポーツセンター第1ホール
- ▶ 参加資格 1チーム8人(10人まで登録可)
- ▶ 申込み・問合せ 1月11日(日)午後5時までに、
所定の申込用紙を直接 NPO 法人羽村市体育協会
(スポーツセンター2階) へ ☎ 555-1698
- ※申込用紙は NPO 法人羽村市体育協会窓口で配付
するほか、NPO 法人羽村市体育協会ホームページ
からダウンロードすることができます。

組合せ抽選および監督会議

日 時 1月16日(金)午後7時30分～
会 場 スポーツセンター2階会議室

▶ 部門(参加資格)

- ♂ 一般男子の部 16歳以上の市内在住・在勤・在学の方で編成するチーム
- ♀ 女子の部 16歳以上の市内在住・在勤・在学の方で編成するチーム
- ♂ 町内会・自治会男子の部 16歳以上の市内在住の方で編成するチーム
- ♂ 混合の部 中学生以上の市内在住・在勤・在学の方で編成するチーム
- ♂ 小学生の部 市内の小学校4～6年生で編成するチーム

※いずれの部門も体重制限はありません。

※混合の部の男子は1チーム4人以内とします。

※小・中学生のチーム編成は自由とします。

体験学習会



お正月を体験しよう！ まゆ玉だんごをつくろう

1月15日前後は小正月と言われ、養蚕が盛んだった時代には、新しい年のまゆのできを願って、まゆ玉飾りが行われていました。

郷土博物館で、まゆ玉飾りを再現します。飾りに使う「まゆ玉だんご」を作り、みんなで飾付けをしませんか。

日 時 1月10日(土)午前10時～正午

会 場 郷土博物館学習室

対 象 小学生以上の方

定 員 10人(先着順)

参加費 無料

持ち物 エプロン・三角巾・手ふき用タオル

申込み・問合せ

12月17日(水)午前9時から、電話または直接郷土博物館へ

☎ 558-2561



女性リーダー養成講座

《相手に伝わる話し方を学びましょう》 The コミュニケーション ～相手に伝わる話し方とは～

基本的な話し方や、どのように構成すれば説得力があり、相手に伝わりやすい話し方になるのかなど、コミュニケーションの基礎となる「話すこと」に関する技術を学びます。

日 時 1月27日(火)午後1時30分～4時30分

会 場 ゆとろぎ講座室2

対 象 市内在住・在勤の方

定 員 30人(先着順)

参加費 無料

講 師 石川佳代さん(羽村市男女共同参画推進会議会長・キャリアカウンセラー)

申込み・問合せ 12月16日(火)から、電話・ファクスまたはEメールで企画課企画担当へ

FAX 554-2921 ☒ s101000@city.hamura.tokyo.jp

※保育あり(要予約。対象：1歳6か月～未就学児。定員：6人(先着順)。申込み：1月15日(木)午後5時までに、企画課企画担当へ)。

意見をお寄せください!!

羽村市防犯、交通安全及び火災予防に関する条例（案）

募集期間 12月15日（月）～1月13日（火）午後5時（必着）

羽村市交通安全・防犯対策等に関する懇談会から「羽村市における今後の市民生活の安全に関する取組みについての提言」が提出されました。

市では、これを受けて、犯罪、交通事故、火災による被害のない、安全で安心して暮らせるまちの実現を目指し、羽村市防犯、交通安全及び火災予防に関する条例の制定を予定しています。このたび、この条例（案）をまとめました。条例（案）に対する皆さんの意見をお寄せください。

提出先 羽村市生活安全課交通・防犯係
〒205-18601（住所記載不要）
FAX 554-12921
✉ s106000@city.hamura.tokyo.jp

羽村市防犯、交通安全及び火災予防に関する条例（案）の概要

目的 市内における犯罪、交通事故、火災を未然に防ぐため、市・市民・事業者および土地等所有者が果たすべき責務を明らかにし、生活の安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、誰もが安全で安心して暮らすことのできるまちの実現を図ることを目的とします。

市・市民・事業者などの責務 市が条例の目的を達成するために行う施策や、市民・事業者・土地等所有者それぞれが生活の安全を確保するために果たすべき責務について定めます。

そのほかに、市民生活の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「羽村市防犯、交通安全及び火災予防を推進する計画」を策定すること、また、この計画に基づく施策を推進する組織として、「羽村市防犯、交通安全及び火災予防推進会議」を設置することなどについて規定します。

羽村市防犯、交通安全及び火災予防を推進する計画（案）

募集期間 12月15日（月）～1月13日（火）午後5時（必着）

市では、犯罪、交通事故、火災による被害のない、安全で安心して暮らせるまちの実現を目指し、「羽村市防犯、交通安全及び火災予防に関する条例」の制定を予定しています。

この条例には、市民生活の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「羽村市防犯、交通安全及び火災予防を推進する計画」の策定に関する規定が盛り込まれる予定であり、市では、条例の制定と並行してこの計画の策定作業を進めています。

このたび、この計画（案）をまとめました。計画（案）に対する皆さんの意見をお寄せください。

提出先 羽村市生活安全課交通・防犯係
〒205-18601（住所記載不要）
FAX 554-12921
✉ s106000@city.hamura.tokyo.jp

羽村市防犯、交通安全及び火災予防を推進する計画（案）の概要

計画の基本的事項 計画策定の趣旨、計画の位置付け、計画期間などについて定めます。

羽村市における犯罪・交通事故・火災の発生状況などについて

市内における犯罪・交通事故・火災の発生状況の推移と、それぞれの課題について整理します。

計画の目標および基本方針 安全で安心して暮らせるまちを実現するために、この計画を推進するうえでの目標および基本方針を定めます。

計画の内容 計画の体系を示すとともに、施策の展開について市・市民・事業者・土地等所有者の具体的な取組みの内容を定めます。

そのほかに、この計画に定める施策を推進する組織として、条例の規定に基づく「羽村市防犯、交通安全及び火災予防推進会議」の設置について定めます。